

# 平成27年度農業振興に関する 要請に対する回答書

## <要請項目>

### I. 施設園芸対策

1. 燃油価格高騰緊急対策の恒久化・拡充について-----1
2. ニラ調整機械導入支援について-----2

### II. 水田農業対策

1. 集落営農支援策の維持・拡大について-----4
2. 県産酒造用米の生産拡大への支援について-----8

### III. 鳥獣害対策

1. 鳥獣害対策専門員委託事業の継続および対策の強化について-----11

### IV. BCP対策

1. 農業用施設等の復旧にかかる支援措置の拡充について-----13
2. 園芸流通センター減災対策への支援について-----15

### V. 台風12号・11号による被災農業者の営農再開に向けた緊急要請 17



## I. 施設園芸対策

### 1. 燃油価格高騰緊急対策の恒久化・拡充について

平成24年度補正予算で創設された「燃油価格高騰緊急対策」は、重油価格等が高騰する中、省エネ設備の整備による重油使用量の節減や燃油価格のセーフティネットの構築により、燃料に関する支出が安定化できるなど、施設園芸農家にとって非常に有効な事業となっています。

本県の主力産業である、施設園芸農業が今後も安定的に継続できるよう、国に対し、燃油価格高騰緊急対策の恒久化と拡充を働きかけることを要請します。

(回答)

- 1 平成26年5月16日に農林水産省に対して「燃油価格高騰緊急対策」の継続と必要な予算の確保を要望しております。
- 2 当対策は、園芸農家のニーズも高く、経営安定対策、燃油コスト削減対策として有効な事業ですので、これからも機会を捉えて対策の継続を要請してまいります。

## I. 施設園芸対策

### 2. ニラ調整機械導入支援について

高知県の主幹品目であるニラの栽培農家が経営規模拡大を目指すうえで出荷調整作業の作業員不足が大きな問題となっています。

調整作業員不足の問題を解消し、効果的に出荷調整作業を進めるため、第28回高知県地場産業大賞を受賞した「ニラ洗浄そぐり機」の導入を進めていますが、1台約400万円と高価であり、かつ、鮮度保持の観点から出荷調整作業が早朝に集中するというニラの出荷調整作業の特異性から、地域によっては、大規模な共同利用施設としての機械導入は物理的に困難であり、導入が進んでいない状況にあります。

については、他産地に負けないニラ産地の構築を図るため、「ニラ洗浄そぐり機」を早期に導入できるよう、既存事業の見直しも含めた新たな事業の構築を要請します。

(回答)

- 1 ニラ洗浄そぐり機の導入により、出荷調整作業の効率化等が図られる一方で、価格が導入のネックになっていることは承知しております。
- 2 県としましては、機械を共同利用することにより、導入に係るコストの削減や、産地の維持発展につながると考えてお

ります。

例えば、JA高知はたでは、トラ洗淨そぐり機の共同利用に取り組み、農家の負担軽減が図られていますので、このような地域的な取り組みを進めていただきたいと思います。

3 共同利用の場合は、強い農業づくり交付金や攻めの農業実践緊急対策事業、こうち農業確立総合支援事業の活用が可能と考えております。

4 また、個人利用を希望される場合は、農業制度資金の活用や、要件によって攻めの農業実践緊急対策事業の活用が可能と考えております。

なお、県としましては、個人でも活用できる経営体育成支援事業の継続を国に要望してまいります。

5 具体的な案件について対応策を一緒に検討しますので、ご相談ください。

## Ⅱ. 水田農業対策

### 1. 集落営農支援策の維持・拡大について

高齢化・後継者不足が進むなかで、集落営農組織の育成は喫緊の課題であり、県においても平成 23 年度から「高知県集落営農・拠点ビジネス支援事業」を創設し、官民挙げて集落営農組織の育成・法人化に取り組んでいます。

しかし、まだ組織化できていない地域も多く、また組織の内容も任意組織での機械の共同利用にとどまっている地域がほとんどとなっているのが現状です。

今後も、農業就業人口の減少、基幹的農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加、不在地主の増加による農地の利用調整・維持管理の困難さの増大等が懸念されるなか、持続的な地域農業の維持・発展を目指すうえでは、集落営農組織の育成・法人化を進める必要があります。

つきましては、現在実施されている「高知県集落営農・拠点ビジネス支援事業」の取り組みを維持強化するとともに、平成 27 年度以降においても、集落営農組織の持続的な取り組みを支援するうえで必要な経理の一元化、法人化をさらに加速化する施策の実施を要請します。

(回答)

1 現在、県内の集落営農組織は、198 組織（平成 26 年 5 月末時点）あり、機械の共同利用や農作業受託による省力・低コ

スト化は進んでまいりましたが、法人化や経理の一元化（共同販売経理）の取り組みは進んでおらず、組織化ができていない地域も多くあります。

2 こうした背景には、集落営農を進めるリーダーとなる人材確保が難しいことや、集落の合意形成や調整に多くの労力を要すること、経理を一元化することへの農家の不安や抵抗感があることなどが挙げられます。

3 このため、県では、集落営農の組織化と高度化を進めるため、「集落営農・拠点ビジネス支援事業」により、集落のリーダー育成や市町村による研修を実施するとともに、集落営農組織が利用する共同利用機械・施設の整備等を支援してまいりました。

また、平成24年度からは、法人化を加速化するため「法人推進加算」を新たに追加するなど強化を図ってきたところです。

今後とも、本事業については、現場の声を聞きながら、必要に応じた支援策を講じて、組織化・法人化を進めてまいります。

4 また、平成26年産米価の下落により、生産に関わる農家の生産意欲や、今後の営農の継続に大きな影響が出ています。

集落営農組織の経営を安定させるためには、国の水田農業の支援策を活用していくことが有効ですが、この支援策を活用するための要件の一つである経理の一元化(共同販売経理)に取り組む組織が少ない状況にあります。

この点につきまして、農協組織において現在運用している記帳代行システムを利用することで、経理の一元化(共同販売経理)への転換が可能となりますので、同システムの利用を積極的に促進していただき、国の水田農業の支援策を活用できるよう、ご協力をお願いします。

5 あわせて、本年度から農協組織が主体的に取り組んでおります「水田農業政策を活用したモデル集落づくり」は、集落営農の取り組みを加速化・具体化する契機として有効ですので、県としましても、積極的に連携して、取り組みを支援してまいります。

6 今後は、集落営農の法人化や水田農業の支援策の取り組みなどを、さらに加速化していくことが大変重要です。

本年度は、県内各地で中山間地域等直接支払制度の次期対



策に向けた話し合いがされることから、県としても、こうした場に積極的に出向いて、組織化の促進と併せて、法人化や経理の一元化（共同販売経理）、水田農業の支援策のメリットなどを説明し、取り組みの加速化を図ってまいります。

## Ⅱ. 水田農業対策

### 2. 県産酒造用米の生産拡大への支援について

中山間の普通期稲地区で生産される県産酒造好適米の「吟の夢」や掛け米の「土佐錦」は、高知県酒造組合やメーカーの需要に対して生産量が不足している状況が続いている状況にあります。

J Aグループとしても作付拡大に向けた取り組みは進めていますが、一般の主食用米と比較して、酒造用米の生産には、生産者の経験に基づく高度な栽培管理技術が必要なため計画通りの作付拡大を行うことができていない状況にあります。

また、「吟の夢」「土佐錦」は、どちらも栽培適正は普通期地区であり、早期稲地区に対応していません。今後県内産の酒造用米の安定供給を目指すためには、早期稲地区についても生産ができる品種が必要であり、また、メーカーから要望の高い品種への対応も進めていく必要があります。

そのため、普通期地区における酒造用米の生産技術の継承を目的とした事業の構築および早期稲地区でも生産が可能であり、品質が良く、且つ価格が安いというメーカーの要望に応えることのできる多収系の酒造用米早稲品種の開発を要望します。

(回答)

- 1 主食用米の価格が下落するなか、酒造用米は主食用米に比べて高単価で、価格が安定しているため、酒造用米の生産を拡大することが農業所得の向上につながると考えております。
- 2 県内の酒造用米は、中山間地域を中心に、平成25年度は、368t生産されていますが、生産者の高齢化などにより、年々、生産量が減少してきており、酒造組合からの要望量に対して十分に答えきれていない状況にあります。
- 3 酒造用米は、いもち病に弱く、脱粒しやすいなどの特性があるため栽培が難しく、その一方で高齢化に伴う生産者の組織活動が弱体化していることから、生産技術の継承が困難となってきました。
- 4 また、平野部の稲作地帯に適する早生の多収性品種がないことも問題であり、生産拡大を図るためには、これらの課題を解決することが重要であると考えております。
- 5 生産技術の継承については、酒米研究会などの生産者組織の活動強化を図り、現地検討会や講習会の開催、各産地間の

技術交流などを行い、篤農家の技術の普及に取り組んでまいります。

- 6 また、平野部に適した早生品種については、農業技術センターで醸造適性の高い多収品種の育成に取り組んでまいります。

### Ⅲ. 鳥獣害対策

#### 1. 鳥獣害対策専門員委託事業の継続および対策の強化について

平成 24 年度より措置された高知県の事業を活用し、鳥獣害対策専門員を設置のうえ、増加する鳥獣被害に対応しています。平成 25 年度末現在、9 J Aにおいて 12 名の専門員を雇用し、農家等への個別指導、集落勉強会の開催などの活動を展開しており、専門員も地域から認識され、活動の期待度が高まってきている状況にあります。

鳥獣害対策を進めるためには、鳥獣被害防止対策の一層の普及と、地域ぐるみで対策を行うという意識づけを徹底していく必要があります。今後も市町村等関係機関との連携を強化し、専門員を中心に集落での取組みを強化していく必要があります。

そのため、今後も継続して地域に密着した鳥獣被害対策を継続していくためにも、鳥獣被害対策専門員設置事業についての継続と事業枠の拡大を要請します。

また、鳥獣被害対策の見直しにおいては、個々・集落的な対応への助成制度の拡充や県単位・行政単位を超える効果的な捕獲作戦の遂行等の視点も盛り込んで行うことを要請します。

(回答)

- 1 鳥獣被害対策専門員の配置につきましては、J Aグループにご理解いただき、また、日ごろは専門員の活動にご協力いただき感謝しております。

- 2 専門員につきましては、J A生産組織での技術指導や被害のある地域住民に対するきめ細かいアドバイス等により、市町村や各団体等からも一定の評価をいただいております。
- 3 また、現在、県では野生鳥獣に強い集落づくりや、くくりわなの配付等により、集落ぐるみでの被害対策を積極的に進めており、一定の効果が上がっているところです。
- 4 このため、専門員の配置につきましては、基本的に継続する方向ですが、これまでの2年間の取り組みの結果を踏まえ、改善点等をしっかりと検証するとともに、市町村や関係団体等のご意見もお伺いしながら、そのあり方を検討してまいります。

#### IV. B C P 対策

##### 1. 農業用施設等の復旧にかかる支援措置の拡充について

台風 12 号・11 号による豪雨や強風、平成 25 年末の竜巻発生など、近年異常気象による気象災害が頻繁に起こっています。

現在、ハード面や運転資金、農業共済制度など一定の被災対策の支援措置はありますが、被災産地において地域の農業者等が共同で復旧作業等に携わる場合、実質ボランティア活動に頼った状況であり、廃材等の収集・保管・輸送といった経費に対する支援措置はない状況です。

国では、平成 25 年度の冬季に発生した大雪被害対策では、農業用等施設資材緊急保管対策事業として、被害を受けたハウス等資材を地域の農業者が共同で撤去するなどの取り組みへ支援を行った事例もあることから、県においても災害時にできるだけ早期に復旧に向けた様々な活動内容の支援を行うことのできるよう、支援措置の拡充を要請します。

(回答)

- 1 高知県は今年度、すでに 4 度の自然災害に見舞われており、特にハウス等の施設につきましては、246ha、約 1 5 億 4 千万円の甚大な被害となっております。

- 2 県といたしましても、こうした災害の復旧に対して被災産地が支援を受けやすい対策が必要であると考えております。
- 3 農業用ハウスの再建については、県のレンタルハウス整備事業や園芸用ハウス活用促進事業が活用できますし、大規模災害の場合は、国の被災農業者向け経営体育成支援事業が実施されることにより、有利な支援が受けられる場合もあります。
- 4 一方、災害を受けた時の、廃材などの収集や保管、輸送といった支援については、平成25年度の大雪災害の際、国において緊急対策として実施されましたが、一般対策でのメニューは、現在のところありません。
- 5 今後、温暖化の進行等により甚大な災害が増加する恐れもあることから、関係団体の意見をお聞きし、また、国の制度等も勉強しながら、どのような支援策を講じることができるか、検討を進めてまいります。



#### IV. B C P 対策

##### 2. 園芸流通センター減災対策への支援について

高知新港の関連用地内に立地する高知県園芸連・園芸流通センターは、県域の園芸品の一元集荷体制による物流拠点施設として設置し、高知県の園芸農業及び会員農協・生産者の経営に直接かかわる重要な販売業務を行っています。

南海トラフ地震の最大想定では、津波により、建物の崩壊、周辺道路の状況も含め、園芸連のすべての業務が停止することが想定されます。

園芸連においては、会員農協が安心して委託出荷できる体制を構築するため、移転などを含めた減災対策を早期に検討していくこととしております。

については、園芸連の減災対策の検討を早期に進めるため、減災対策を検討する会議体への参画、専門的な助言等の支援を要請します。

(回答)

- 1 県の浸水予測による最大想定は12m超となっており、県産園芸品の物流拠点として重要な役割を担っている園芸連に勤務する役職員の被災や、施設・機械等の壊滅的な被害、トラックの流失等が懸念されております。
- 2 県としましても、今後、園芸連が減災対策を検討する会議へ参画するとともに、必要に応じて有識者を紹介するなどの

支援を行ってまいります。

- 3 また、高知新港内に立地する企業の避難計画を支援する「高知新港の津波避難を考える会」などにおいて、園芸連の要望を聞きながら、避難路の整備等を進めてまいります。

## V. 台風 12 号・11 号による被災農業者の営農再開に向けた緊急要請

台風 12 号・11 号の豪雨や強風により、高知県内農業者の農産物・農業施設は、20 億円を超える大きな被害を受けています。

ハウス等の倒壊・破損・浸水被害等の被災により、収入が大きく減少する一方で、施設の災害復旧等に係る新たな投資が必要となり、大きな負担が農業者にのしかかる状況となっています。

また、施設園芸農家は 8 月中下旬より作付を行いますが、被覆資材や施設が大きな被害を受けており、早期の作付が難しいことも大きな課題となっています。

つきましては、できるだけ早期に農業者が営農を再開できるよう、「農業者の農業生産に必要な施設等の迅速な復旧に向けての支援及び負担軽減に向けた対策の支援」を要請します。

(回答)

- 1 台風第 12 号及び第 11 号による豪雨や強風により、被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。
- 2 各農協におかれましては、被災直後から、農作物の被害調査やハウス再建の意向調査など、農家の経営再建に向けた支援に尽力いただき、感謝申し上げます。

- 3 県としましても、一刻も早く営農が再開できるよう、農家の方々の意向を伺いながら、市町村や関係団体のみなさまと一丸となって、支援してまいります。
- 4 農業用ハウスについては、県のレンタルハウス整備事業、園芸用ハウス活用促進事業によって、ハウスの再建を支援してまいります。9月補正予算に必要額を計上するとともに、事務手続きの短縮にも取り組んでまいります。
- 5 また、ハウスの倒壊や被覆フィルムの破損、畜舎の損壊などについては、国に要望しておりました被災者向け経営体育成支援事業が実施されることとなりましたので、県としましても、必要な予算措置を講じて支援してまいります。
- 6 同様に、国に要望をしておりました融資制度の無利子化についても、実施されることとなりましたので、被災された農家の方々が、再建資金、運転資金について、貸付時から5年間、無利子で融資を受けられるようになります。
- 7 今後も、営農再開に向けて、市町村、農協と連携して、被災された農家の皆様に、県や国の支援事業を説明するとともに、要望の把握に努めて、必要な対策を講じてまいります。